

東御市上下水道課からのお知らせ

消費税率の引上げに伴い水道料と下水道使用料を改定します

令和元年 10 月 1 日から消費税率（地方消費税を含む）が 10%へ引き上げられます。これに伴い、水道料と下水道使用料について、税率の引上げ相当分の料金改定を実施します。

10 月 1 日以降に利用開始の場合はその料金から、9 月 30 日以前から継続して利用されている場合は 12 月 1 日以降の検針に係る料金から新税率を適用します。

料金表（消費税込）

水 道 料			
基本料金		6m ³ まで	1045.00円
超過料金	7m ³ ~20m ³	1m ³ につき	176.00円
	21m ³ ~50m ³	1m ³ につき	220.00円
	51m ³ ~100m ³	1m ³ につき	286.00円
	101m ³ ~	1m ³ につき	330.00円

下 水 道 使 用 料			
基本料金		10m ³ まで	1,650.00円
超過料金	11m ³ ~30m ³	1m ³ につき	170.50円
	31m ³ ~50m ³	1m ³ につき	181.50円
	51m ³ ~100m ³	1m ³ につき	192.50円
	101m ³ ~	1m ³ につき	209.00円

料金早見表（消費税込・1ヵ月につき）

令和元年 10 月使用分以降の水道料及び下水道使用料

水量	水道料	下水道使用料	水量	水道料	下水道使用料	水量	水道料	下水道使用料	水量	水道料	下水道使用料	水量	水道料	下水道使用料
m ³	円	円	m ³	円	円	m ³	円	円	m ³	円	円	m ³	円	円
0	1,045	1,650	21	3,729	3,525	41	8,129	7,056	61	13,255	10,807	81	18,975	14,657
1	1,045	1,650	22	3,949	3,696	42	8,349	7,238	62	13,541	11,000	82	19,261	14,850
2	1,045	1,650	23	4,169	3,866	43	8,569	7,419	63	13,827	11,192	83	19,547	15,042
3	1,045	1,650	24	4,389	4,037	44	8,789	7,601	64	14,113	11,385	84	19,833	15,235
4	1,045	1,650	25	4,609	4,207	45	9,009	7,782	65	14,399	11,577	85	20,119	15,427
5	1,045	1,650	26	4,829	4,378	46	9,229	7,964	66	14,685	11,770	86	20,405	15,620
6	1,221	1,650	27	5,049	4,548	47	9,449	8,145	67	14,971	11,962	87	20,691	15,812
7	1,397	1,650	28	5,269	4,719	48	9,669	8,327	68	15,257	12,155	88	20,977	16,005
8	1,573	1,650	29	5,489	4,889	49	9,889	8,508	69	15,543	12,347	89	21,263	16,197
9	1,749	1,650	30	5,709	5,060	50	10,109	8,690	70	15,829	12,540	90	21,549	16,390
10	1,925	1,820	31	5,929	5,241	51	10,395	8,882	71	16,115	12,732	91	21,835	16,582
11	2,101	1,991	32	6,149	5,423	52	10,681	9,075	72	16,401	12,925	92	22,121	16,775
12	2,277	2,161	33	6,369	5,604	53	10,967	9,267	73	16,687	13,117	93	22,407	16,967
13	2,453	2,332	34	6,589	5,786	54	11,253	9,460	74	16,973	13,310	94	22,693	17,160
14	2,629	2,502	35	6,809	5,967	55	11,539	9,652	75	17,259	13,502	95	22,979	17,352
15	2,805	2,673	36	7,029	6,149	56	11,825	9,845	76	17,545	13,695	96	23,265	17,545
16	2,981	2,843	37	7,249	6,330	57	12,111	10,037	77	17,831	13,887	97	23,551	17,737
17	3,157	3,014	38	7,469	6,512	58	12,397	10,230	78	18,117	14,080	98	23,837	17,930
18	3,333	3,184	39	7,689	6,693	59	12,683	10,422	79	18,403	14,272	99	24,123	18,122
19	3,509	3,355	40	7,909	6,875	60	12,969	10,615	80	18,689	14,465	100	24,409	18,315

※ 上記料金の対象は東御市上水道（旧湯の丸簡易水道及び旧八重原簡易水道も含む）と市が下水道使用料を徴収して汚水処理をする東御市内全域の下水道です。（佐久水道企業団と小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の水道は除く。）

上下水道開栓閉栓の届け出について

使用を開始するとき（開栓）

●直接窓口でお手続きをお願いします。●手数料 600 円をいただきます。

使用開始希望日の前日までに、上下水道料金センターで申込みをしてください。
申込みは代理の方でも行えます。

(申込みの受付時間は、平日※1の8時30分から17時15分の間です。)

○届出内容

- ・使用する場所（住所）
- ・使用者の氏名
- ・使用を開始する日※1
- ・使用者の連絡先（電話番号）
- ・口座振替で料金の支払いを希望される場合は、金融機関名、口座番号、名義人名

○必要なもの

- ・申込みの手続きにみえる方の印鑑
- ・料金振替口座の預金届出印
- ・手数料 600 円

使用を中止するとき（閉栓）

●窓口のほか電話でも手続きができます。●手数料はいただきません。

使用中止希望日の前日までに、上下水道料金センターで申込みをしてください。
申込みは代理の方でも行えます。

また、お客様番号※2とすべての届出内容がおわかりになる場合は、電話や
ファックスでの申込みも可能です。（申込みの受付時間※1）

注）料金の未納がある場合は電話での受付はできません。

必ず上下水道料金センターで未納料金をお支払いのうえ手続きをしてください。

○届出内容

- ・使用を中止する場所（住所）
- ・使用していた方の氏名
- ・使用を中止する日※1
- ・使用していた方の転居先住所と電話番号

○必要なもの

- ・お客様番号※2
- ・申込みの手続きにみえる方の印鑑（窓口で申込みをする場合に限る）

※1 土・日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日はお取り扱いできません。

※2 「検針票（上下水道使用量のお知らせ）」や「納入通知書」に記載されている 8 ケタの数字です。

《お問い合わせ先》

東御市上下水道料金センター 東御市 281-2 ☎0268-64-5883

営業時間／8:30～17:15 休業日／土・日・祝日、12月29日から翌年1月3日

料金の計算

・水道メーターの検針は2か月に1回の「隔月検針」、お支払いは「毎月」です。

料金の計算例（料金は1か月ごとに計算します。）

2か月分の使用水量を等分（端数は最初の月分に加算）して1か月の料金を算定します。

（例）2か月 65 m³使用した場合 $65 \div 2 = 32.5$ 前月分 33 m³ 後月分 32 m³として計算します。

料金は税込みの金額です。基本料金と超過料金の合計の端数は切り捨てます。

○ 水 道 料 ○

○ 下 水 道 使 用 料 ○

基本料金 6m ³ まで	950円	前 月	基本料金 10m ³ まで	1,500円
超過料金 33m ³ -6m ³ =27m ³ 分			超過料金 33m ³ -10m ³ =23m ³ 分	
7m ³ ~20m ³ 単価160円×14m ³ =2,240円			11m ³ ~30m ³ 単価155円×20m ³ =3,100円	
21m ³ ~33m ³ 単価200円×13m ³ =2,600円			31m ³ ~33m ³ 単価165円×3m ³ =495円	
小計	5,790円		小計	5,095円
消費税	579円		消費税	509円
合計	6,369円		合計	5,604円
前月分請求金額 水道料 6,369円 + 下水道使用料 5,604円 = 11,973円				

基本料金 6m ³ まで	950円	後 月	基本料金 10m ³ まで	1,500円
超過料金 32m ³ -6m ³ =26m ³ 分			超過料金 32m ³ -10m ³ =22m ³ 分	
7m ³ ~20m ³ 単価160円×14m ³ =2,240円			11m ³ ~30m ³ 単価155円×20m ³ =3,100円	
21m ³ ~32m ³ 単価200円×12m ³ =2,400円			31m ³ ~32m ³ 単価165円×2m ³ =330円	
小計	5,590円		小計	4,930円
消費税	559円		消費税	493円
合計	6,149円		合計	5,423円
後月分請求金額 水道料 6,149円 + 下水道使用料 5,423円 = 11,572円				

●お願いと注意●

- ・料金の照会等にはお客様番号（検針票や納入通知書に記載されている8ケタの数字）をご用意ください。お客様番号を教えていただくと料金の照会などが素早く行えます。
- ・下水道管清掃の訪問販売が多発しています。市では、お客様の家庭を戸別に訪問して下水道の配管清掃を請け負わせるという依頼は一切しておりません。悪質な訪問販売・勧誘には十分注意してください。なお、このような事例でお困りの場合は、お早めに東御市市民課生活環境係にご相談ください。

水道メーターの検針

上下水道使用量のお知らせ

(このお知らせ票にて料金をいただくことはありません)

お客様番号 12345678

メーター番号 T00A0000 口径 13 m/m

東御市〇〇〇 1-2345-67

東御市〇〇アパート201号室

東御 太郎 様

使用期間	令和元年10月5日～令和元年12月5日	
今回指針	281	
前回指針	216	
旧メーターの使用量	m ³	
区分	水道	下水道
使用量	65 m ³	65 m ³
下水道加減汚水量		0 m ³
合計使用量	65 m ³	65 m ³

請求年月	令和元年12月分(10月使用)	
区分	水道	下水道
使用量	33 m ³	33 m ³
概算料金(税込)	6,369 円	5,604 円
請求見込額(税込)	11,973 円	
うち消費税等	1,088 円	
振替予定日	令和元年 12月25日	

請求年月	令和2年1月分(11月使用)	
区分	水道	下水道
使用量	32 m ³	32 m ³
概算料金(税込)	6,149 円	5,423 円
請求見込額(税込)	11,572 円	
うち消費税等	1,052 円	
振替予定日	令和2年 1月27日	

認定理由		検針員	検針 太郎
------	--	-----	-------

お知らせ

今月の請求から消費税分が変わります。検針

員からの連絡

メーター付近に物を置かないでください。

上下水道料金口座振替済のお知らせ

請求年月	令和元年 10 月分	
区分	水道	下水道
使用量	33 m ³	33 m ³
料金(税込)	6,253 円	5,502 円
合計(税込)	11,755 円	
うち消費税等	870 円	
振替日(納入日)	令和元年 10月25日	

請求年月	令和元年 11 月分	
区分	水道	下水道
使用量	32 m ³	32 m ³
料金(税込)	6,037 円	5,324 円
合計(税込)	11,361 円	
うち消費税等	841 円	
振替日(納入日)	令和元年 11月25日	

上記金額を、口座振替により領収いたしました。

東御市上下水道企業出納員

ご不明な点は、下記にお問合せください。

東御市上下水道料金センター

TEL 0268-64-5883

12月検針票の例です。

上段：税率10%

下段：税率8%

← 前回検針日の翌日から今回検針日までを表示しています。

← 今回検針値から前回検針値を差し引いた使用量です。

← 2か月分の使用水量を等分し前月、後月に分け
それぞれの月の請求額としてお知らせします。

← 前月分

※ただし、開栓、閉栓があった場合の料金計算方法は
この限りではありません。

お支払い方法

口座振替・・・毎月25日(金融機関が休みの場合、翌営業日)
上下水道料金を合算した金額を口座振替します。

← 後月分

納入通知書・・・上下水道料金を合算した金額で納入通知書
(ハガキ)を毎月郵送します。
納入期限内に納入してください。

← 需要家全員へのメッセージを表示

← 検針員から各需要家へのメッセージを表示

← 口座振替ができたものをお知らせします。

口座振替ができなかったお客様と、納入通知書でお支払いのお客様は空欄になります。

※料金の未納の場合、規定に基づき、給水停止の措置をとることもありますので
納期限内の納付にご協力ください。